

東日本大震災に係る要望書

平成 23 年 4 月 11 日

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 佐藤 雄平

新潟県知事 泉田 裕彦

東日本大震災に係る要望項目

I	早急な対策を要するもの	
1.	応急的対策	2
2.	被災者の生活再建に向けた総合的支援	3
3.	被災地に対する税制上の減免措置	4
4.	行政機能支援	4
5.	災害廃棄物の処理	5
II	東京電力福島第一原子力発電所における原子力災害への対策	
1.	速やかな事態の収束	6
2.	応急対策等の一元化	6
3.	特別法の制定等による柔軟かつ大胆な対応	6
III	復旧対策	
1.	文教環境の復旧	8
2.	農林水産業への支援	9
3.	商工業、観光関連産業等の中小企業の経営支援	10
4.	緊急雇用対策	10
5.	災害復旧事業	11
6.	防災対策の強化	14
7.	電力供給の安定化	14
8.	地上アナログ放送停波の延期	15
IV	地方自治体への財政支援	16
V	復興支援機関の設置	16
VI	特別法等の早期提出と成立	17

東日本大震災に係る要望について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、この地震により発生した大津波は、北海道から東北、関東にわたる広範な太平洋沿岸域に押し寄せ、浸水した国土面積は400平方キロメートルにおよんだと推測される。

この度の大地震及び大津波による直接的被害や、これらを起因として各地で発生した火災等により、東北地方を中心として、多くの尊い人命が失われ、また、家屋等の生活基盤、漁業や農業、商工業、観光関連産業等の経済基盤、学校等の教育基盤、医療機関や福祉施設等の医療・福祉基盤、道路や鉄道、空港、港湾、電気、通信網等の社会インフラが根こそぎ喪失し、物的被害だけで最大25兆円（内閣府試算）という、まさに壊滅的な被害を受け、今なおその被害の全容が把握できない状況にある。

特に、人的被害は深刻であり、死者は1万2,876人、行方不明者は1万4,865人（警察庁発表4月9日10時）にのぼり、まさに筆舌に尽くし難い惨状となっている。

また、東北地方太平洋沿岸を中心に、被災者は大津波で住宅を失い、あるいは東京電力福島第一原子力発電所における事故により避難を強いられ、今なお15万人（警察庁発表4月9日10時）を超える人々が避難所生活を余儀なくされている。この中には、幼い子ども達、お年寄りや障がいのある方、病気で治療が必要な方も数多く含まれている。

東京電力福島第一原子力発電所における事故は、我が国で史上最悪の原子力事故となった。本事故により、福島県では多くの人々が避難や屋内退避を余儀なくされ、雇用と生活の場を失う不安に直面し続けている。

放射性物質の放出による健康被害への不安をはじめ、農畜産物の出荷・摂取制限や風評による損害、さらには企業活動の停止や観光客の大幅な減少など産業全体への影響も深刻化している。

国においては、被災直後より、自衛隊、警察、消防の活動をはじめ、政府機能、全国の地方行政機能を総動員して、災害対応、復旧・復興対策に当たられているが、北海道東北地域としても、今後とも国や全国の地方自治体、そして国民の皆さんと連携して、この未曾有の危機から復興すべく一丸となって取り組む決意である。

今後、この度の震災による深刻な被害状況から被災地が復興を果たすためには、国において、明確な復旧・復興ビジョンを提示し、既存制度の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を実施するとともに、これに係る財政措置を講ずることが必要であるので、当面、次の事項について、迅速に実現を図られるよう要望する。

I 早急な対策を要するもの

1. 応急的対策

(1) 生活物資・医療品等の輸送及び配給の迅速化

現在も避難している方々へ生活物資（燃料・水・食料）や医薬品等を十分かつ迅速に配給できるよう、引き続き、強力に対策を実施すること

(2) 燃料流通の正常化

被災地及びその周辺地域におけるガソリン等の流通不足が、救助・救援・物資輸送、被災者の生活の再建等に支障を来しているほか、農業や製造業等の産業活動においても、原材料、生産品等の輸送や生産用機械等の運転等に制約を与え、経営に影響を及ぼしていることから、ガソリン等の燃料流通の正常化に向け、引き続き、強力に対策を実施すること

(3) ライフラインの早期復旧

電気、ガス、上下水道等の生活の基盤となる公共公益設備や、道路、鉄道、空港、港湾等の交通網、電話やインターネット等の通信設備等、いわゆるライフラインが今だに各所で寸断されており、救助・救援・物資輸送、被災者の生活の再建等に支障を来していることから、早期復旧に向け、引き続き、強力に対策を実施すること

特に、東北地方における人の往来とモノの流通を一刻も早く正常化するために、東北新幹線、山形新幹線及びJR各線等の鉄道、被災地の早期復興に資する幹線道路、仙台空港及び各港湾の早期復旧並びに復旧支援を行うとともに、甚大な被害を受けた第三セクター鉄道線の早期復旧に対し、全面的な支援を行うこと

また、寸断された鉄道網が復旧するまでの期間、バス運行等の代替措置を講じること

加えて、被災地域等のバス交通の確保支援及び被災車両の復旧支援を行うこと

(4) 医療・福祉施設等への物資等の供給

災害拠点病院等の診療体制や透析医療機関機能の維持のための物資提供、社会福祉施設や介護老人保健施設等への物資確保を支援すること

また、人工透析患者、医療従事者や介護事業従事者が使用する車両に対して燃料等を優先的に供給する取扱いを確立すること

(5) 被災者の孤立化の防止及び心のケア

被災者が、避難生活の中で孤立化することのないよう隨時相談に応じる体制の整備や、臨床心理士や精神科医等を避難所へ派遣するなど、被災者の心のケアを行うために必要となる支援を行うこと

2. 被災者の生活再建に向けた総合的支援

(1) 住宅の確保のための支援

避難所で避難している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、被災地及び被災者を受け入れる自治体において、応急仮設住宅を早期に建設できるよう、建設に係る資材等の円滑な調達などを支援するとともに、被災者支援に資する低廉な公営住宅等の提供等、国による全面的な支援と財政措置を講じること

(2) 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設

今回のような未曾有の大災害に際しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法の制定により、全額国庫負担において、地方に基金を創設すること

この新基金創設に当たっては、これまでの住宅の損壊の程度に着目していた被災者生活再建支援制度に加え、被災地以外における再建を含めて、支援対象を発災時に被災地に居住し被災した世帯とし、これらの世帯がどのように生活全般を再建していくのかに着目した支援が可能な制度として組み替えること

これらに必要な財源の確保のため、不足する国の財源は、日銀の国債引受により対処すべきこと

（3）災害救助法の弾力的な運用

被災地から要請のない救援自治体における救援物資の輸送、保管、職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する経費についても災害救助法の対象とするとともに、被災地以外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合に、被災県に求償するのではなく、国に直接請求することができるよう制度変更すること

また、避難生活の長期化による度重なる避難場所の移転や、これに伴う生活物資の給与・貸与も含め、避難生活や、その後の応急仮設住宅等での生活に支障が生じないよう、事象に即した運用の弾力化を図ること

さらに、救助の期間制限の緩和や、仮設住宅に入居せず別途住宅を確保する場合には仮設住宅建設費相当額を支援することなど、災害救助の範囲そのものを含め、災害救助法のさらなる運用の弾力化を図るほか、必要に応じて特別法を制定すること

加えて、これらの救助に係る経費も含め、被災地からの要請の有無に関わらず、行われた救助に係る経費については、全額を国が負担すること

（4）災害援護資金制度の見直し

据置期間の延伸や償還金利の引下げ等により被災者が利用しやすくなるよう見直しを行うこと

（5）義援金の配分

義援金の配分については、原子力災害による影響が長期に渡ることを考慮すること

3. 被災地に対する税制上の減免措置

被災地に係る所得税、法人税、住民税、固定資産税等の十分な減免措置を講じるとともに、当該減免や災害による地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して、国の全面的な財政措置を講じること

4. 行政機能支援

庁舎の損壊や消失、職員の被災、さらには、原子力発電所事故避難指示等による役場の移転等により、行政機能に支障が生じている市町

村に対して、全国の自治体から職員を派遣するなど人的支援を加速させるとともに、これらの派遣については、放射線に関する安全面での基準を設定するなど派遣職員の安全を確保すること

また、派遣等の人的支援に係る経費については、派遣元自治体の負担分も含めて、国の全面的な財政支援を講じること

加えて、庁舎、備品等の整備に対して、国庫補助の対象とするなど財政支援を講じること

5. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理に係る支援等

今回の大津波により、北海道から東北、関東にわたる広範な太平洋沿岸域が被災し、特に東北各県の沿岸部は壊滅的な状況にあり、復旧に向けては、市街地や農地、幹線道路、空港、港湾及び漁場等のがれき等の災害廃棄物の早期処理が喫緊の課題である。

このため、災害廃棄物の早期処理に向けて、災害等廃棄物処理事業補助金について、仮置場の土地購入費及び管理費、自動車・船舶等の処理費用を補助対象とするなど対象要件の緩和、公共土木施設災害等との一体的運用を含む手続きの簡素化・弾力化、及び補助率の引上げを行うなど、国の全面的な財政措置を講じること

また、災害廃棄物処理量の増加分に十分対応できる一般廃棄物処理施設の整備、機能強化について、国の全面的な財政措置を講じること

加えて、県が市町村の事務を受託した場合の一般廃棄物に係る手続きなど廃棄物処理法の弾力的運用を図ること

(2) 放射性物質を含む廃棄物への対応

放射性物質を含む廃棄物については廃棄物処理法の対象外であり廃棄物処理施設において処理できないことから、国においては廃棄物処理法上の基準等を早急に設定するとともに基準を超えた物の取扱方針を明確にすること

また、それまでの間は、すべての廃棄物について排出事業者による放射線検査についての証明を義務づけるなど、放射性物質に汚染された廃棄物の拡散防止措置を講じること

II 東京電力福島第一原子力発電所における原子力災害への対策

1. 速やかな事態の収束

今なお被害が拡大する今回の原子力災害について、国の責任において一刻も早く事態の収束を図ること

2. 応急対策等の一元化

原子力災害の応急対策、復旧対策、復興対策を一元的に所管する組織を設置すること

3. 特別法の制定等による柔軟かつ大胆な対応

原子力政策は国策であり、国の責任において、速やかな特別法の制定等により柔軟かつ大胆に対応すること

また、当面の緊急措置として、災害救助法や被災者再建支援法、災害復旧事業等の現行制度についても、支援対象事業と支給金額の大幅な拡充、弾力的な運用、さらには全額国庫負担とともに、国税や地方税の徴収猶予や減免等の救済措置を講じ、また原子力災害に伴う地方税収の減やそれ以外の減収に対する確実な財政措置を行うこと

(1) 円滑な避難指示

国の指示に基づく避難住民であると屋内退避地域を含む市町村における自主避難住民であるとを問わず、避難先・避難手段の確保、スクリーニングの実施、避難先における円滑な避難生活の確保について、国の責任において確実に実施すること

(2) 屋内退避地域における生活支援

屋内退避地域において残留を希望する住民の日常生活に必要な燃料油・生活物資・医療福祉サービス等の確保について、国の責任において確実に実施すること

(3) 避難先における生活再建支援

福島県外を含め、避難先における住民の多様な要請に応え生活の質の向上が図られるよう、教育・雇用・医療機会・住宅等の確保について、国の責任において確実に実施すること

とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所から半径30km圏内においては、避難指示など法令上の制限を理由とした事業活動の縮小の場合についても、雇用調整助成金の支給対象とするなど、雇用を維持するための特例措置を講じること

(4) 周辺地域の自治機能の復旧支援

多くの住民の避難により役場機能の一時的な移転を余儀なくされた自治体における住民の安否情報の収集、避難住民の生活再建支援等住民が期待する自治機能の復旧について、国の責任において確実に実施すること

(5) 風評被害の防止

農林水産物、加工食品や工業製品、観光・サービス等に係る国内外に対する広範な風評の払拭について、国の責任において確実に対応すること

併せて、輸出製品等に対する諸外国の規制措置への対応など、取引の円滑化を図るため、国が責任を持って放射線検査体制を整えること

(6) 安全・安心の確保

食の安全をはじめ、福島県民、国民の安全・安心を確保するための環境放射能モニタリング及び食品の放射性物質検査・監視体制の整備・強化や測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任において確実に実施すること

また、汚染された農作物の廃棄と土壌からの放射能除去について万全の対応を実施すること

さらに、農産物等の放射性物質に関する規制値について、基準の緩和を引き続き検討すること

(7) 費用の負担・損害の補償

原子力災害に伴い、上記支援等に係る費用の負担はもとより、水道水・野菜等の摂取制限・出荷制限により個人や農畜産物に係る事業者に与えた損害、風評により農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービス等に係る事業者に与えた損害、今後発生が見込まれる損害の補償について、国の責任において確実に実施すること

また、雇用を維持するため、補償金の緊急仮払いを行うこと

III 復旧対策

1. 文教環境の復旧

(1) 被災した児童生徒の支援

被災した児童生徒に対し、心を支えるためのスクールカウンセラ一派遣や通学手段の確保等への支援、奨学金の拡充や就学援助、教科書・教材等の支給及び給食費援助の拡充等の学業及び生活面等に対する支援措置を講じること

(2) 被災児童生徒の転出入の弾力化

被災児童生徒の他県への一時的な転出が多数見込まれることから、転学時の事務手続きを弾力化するとともに、受入先の学級編制上の学齢簿・指導要録の全国的取扱いの統一化及び周知徹底を図ること

(3) 教職員定数の弾力化

被災県及び被災児童生徒を受け入れる自治体において、児童生徒数の激変に対する教職員定数を弾力化するとともに、学校現場の正常化や受入児童生徒に係る教育環境整備に向けて、教職員の必要な加配及び財政措置を講じること

(4) 教職員への支援

被災地において、多くの教職員が住居を失っており、早急に住居を確保するため、被災地及び被災地周辺地域の既存の教職員住宅等の改修費用の財政措置を講じること

また、自らも被災するなど厳しい環境の中で、児童生徒の指導に当たっている教職員に対する心のケアのため、カウンセラーの派遣に要する経費等の財政措置を講じること

(5) 私立学校に対する支援

復旧に長時間を要し、休校せざるを得ない場合、教職員人件費や借入金等の固定費用に対する支援策を講じること

(6) 埋蔵文化財調査の弾力的な運用

迅速な復興のため、埋蔵文化財調査の弾力的な運用を行うとともに、全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること

2. 農林水産業への支援

(1) 水産業分野

①漁業と流通・加工業の一体的な再建

大津波により甚大な被害を受けた水産業分野では、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向け、国が総力を挙げて取り組むこと

②漁業者等の生活補償等

生活の基盤とともに生活手段を失った漁業者等に対し、就労が軌道に乗るまでの緊急雇用制度の拡充や雇用の場が確保されるまでの間の所得補償を実施するとともに、水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実を図ること

③漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するため、漁協事務所、共同利用施設を整備するほか、漁船、漁具等の個人施設についても地域漁業の重要な生産手段として漁業協同組合が一括再整備し、組合員に無償で貸し出し共同利用に供するシステムを構築するなど、漁業協同組合を核とした漁船漁業、養殖業の円滑な再開を図ること

④水産基盤施設等の復旧・復興

水産業の復興に欠かせない漁港等の水産基盤施設については、早急な復旧・復興に向けて、全面的に支援すること

(2) 農業分野

大地震及び大津波、原子力発電所事故による風評被害も含めた甚大な被害を受けた農業分野では、浸水した農地の排水、がれきや土砂の撤去、除塩対策及び農家の経営支援等、早急な復旧・復興に向けて、既存の制度の枠を超えた強力な支援措置を講じること

また、畜産・酪農において、配合飼料の生産拠点が被災し、その再稼動が遅れているため、飼料の調達に苦慮しているところであり、

生産活動が損なわれないよう、安定した供給を支援すること

(3) 林業分野

木材の大口需要者である合板工場、製紙工場及び製材工場等が大津波により壊滅的な被害を受け、木材の流通が急激に停滞するなど、川上にも大きな影響が出ていることから、これら工場の早期復旧や木材の緊急的な流通対策など強力な支援措置を講じること

3. 商工業、観光関連産業等の中小企業の経営支援

(1) 産業施設の早期復旧と事業継続支援

被災した工場や商店、旅館・ホテル等の産業施設（事業協同組合等の施設を含む。）の早期復旧と事業者の事業継続のため、激甚災害法の弾力的な運用や大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

(2) 金融支援

当面の資金繰り支援とともに、長期的な復興を視野に入れて、広範な間接被害を含めた災害関係保証制度の経営安定関連保証との別枠化や特別な融資制度（無利子・利子補給）を創設すること

併せて、地元金融機関への資金支援など地域金融機能を確保するための総合的な金融支援措置を講じること

(3) 総合的な地域経済復興支援

地域経済を活発化し、復興支援を進めるため、自粛ムードの改善や旅行需要の喚起など、総合的な地域経済復興支援策を講じること

4. 緊急雇用対策

(1) 被災者受入れ等を促進するための雇用関連交付金の拡充

被災者の生活を再建し、全国の自治体において被災者の受入れ等を促進するため、被災県及び被災者の受入県も含めて、必要な雇用関連交付金の追加交付を行うこと

また、被災者に加え、内定取消等となった新規学卒者や解雇者等に対する雇用の場を確保するための追加交付を行うこと

加えて、平成24年度以降も継続実施すること

（2）雇用調整助成金及び雇用保険の受給要件の緩和

休業等により、従業員の雇用維持に努力する事業者を支援する雇用調整助成金の支給割合を拡充すること

また、この度の地震による影響は甚大で広範囲に及ぶことから、災害救助法の適用を受けた地域以外にも、生産量の落ち込みの認定要件を3ヶ月から1ヶ月に短縮するなどの要件緩和を実施すること

さらに、雇用保険失業給付について、基本手当所定給付日数を延長するとともに、給付終了後の個別延長給付に係る年齢要件の引上げ及び個別延長日数を延長すること

（3）職業能力開発の充実

雇用保険を受給できない被災者が生活に不安なく、安心して職業訓練を受講できるよう、訓練・生活支援給付金の枠を十分に確保するとともに、職業能力開発施設の学卒者訓練（専門課程、普通課程）受講者で被災した者が、訓練・生活支援給付金を受給できるよう、対象者を拡大する特例措置を講じること

また、被災者が認定職業訓練校で職業訓練を受ける場合は、職業能力開発校設備整備費等補助金の認定職業訓練校への国の補助率を引き上げること

さらに、災害復興のための建設重機等の資格取得など事業主が雇用する労働者への職業訓練を受けさせた場合に支給されるキャリア形成促進助成金の枠を十分確保するとともに、助成率を引き上げること

併せて、職業能力開発施設の充実を図るため、被災により修繕が必要となる職業能力開発施設の迅速な復旧支援と十分な財政措置を講じること

5. 災害復旧事業

（1）公共土木施設等の早期復旧

公共土木施設や公営住宅等の早期復旧に向けて、災害復旧事業への国庫補助について、対象条件の緩和、事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うとともに、国庫補助・負担率の引上げ、地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利費に対する交付税措置の充実など、国の全面的な財政措置を講じること

また、庁舎等の公共公用施設に係る災害復旧に要する経費や災害調査等の地方が単独で実施する経費についても、災害が甚大で地方

の財政負担が巨額であることから、国による財政措置を講じること
なお、被災地から集団で被災地以外の受入自治体に住民が移転し、
そこに定住することもありうることから、受入自治体において、ま
ちづくりを含めた公共インフラ等の整備が必要となった場合、当該
自治体が、地域の実情に応じ、主体的な判断で実施できるよう、使
途制限を撤廃し、柔軟に活用できることにする

(2) 防災施設の設計基準等の確立

新たなまちづくりの基礎となる防波堤、防潮堤等の防災施設につ
いて、東北地方太平洋沖地震による津波等の規模を勘案した設計基
準等を策定すること

(3) 医療・社会福祉施設等の復旧

甚大かつ大規模な災害に鑑みて、医療施設や社会福祉施設、保健
衛生施設等の迅速な災害復旧支援と十分な財政措置を講じること

(4) 文教施設の復旧

甚大かつ大規模な災害に鑑みて、文教施設の迅速な災害復旧支援
と十分な財政措置を講じるとともに、広範な災害認定と災害復旧事
業申請事務手続きの簡素化及び弾力化を図ること

(5) 港湾機能施設や国際港湾施設保安設備等の早期復旧

大津波により甚大な被害を受けた港湾の早期復旧のために、港湾
管理者が実施するふ頭用地及び上屋、荷役機械等の港湾機能施設や
国際港湾施設保安設備等の災害復旧については、公共土木施設の災
害復旧と同様の財政支援を講じること

また、湾内及び航路における船舶や自動車、がれき等の支障物の
撤去経費への財政支援を講じること

(6) 水道施設等の早期復旧

水道用水供給事業者及び市町村等水道事業者並びに工業用水道事
業者が実施する浄水施設及び管路施設等の災害復旧事業について
は、十分な財政支援を講じること

また、収益が大きく悪化することが予想されることから、国有資
産等所在市町村交付金法に基づく市町村交付金、特定多目的ダム法
に基づく納付金の支出に対し、財政支援を講じること

(7) 下水道施設等の早期復旧

下水処理施設等の復旧は、住民の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから、早期復旧に向けて、対象条件の緩和、事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うとともに、国の全面的な財政措置を講じること

さらに、被災者の費用負担を軽減するため、個人が設置する浄化槽に対する災害復旧事業の創設を図ること

加えて、被害が甚大で行政機能が失われている市町村については、災害復旧のための県代行制度の創設等、復旧体制の確立を図ること

(8) 農地・農業用施設等の早期復旧

農地・農業用施設や農地海岸保全施設、農業集落排水施設等の農村生活環境施設の早期復旧に向けて、対象条件の緩和、事務手続きの簡素化及び事業期間の延長等の弾力化を行うとともに、国直轄災害復旧事業を含めた補助率や負担率の見直しなど、国において十分な財政措置を講じること

特に農業集落排水施設の復旧は、住民の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから最優先で支援すること

また、災害調査等の地方が単独で実施する経費についても、災害が甚大で地方の財政負担が巨額であることから、新たに国による財政措置を講じること

(9) 地方卸売市場の復旧に対する支援

地方卸売市場が地域住民の食生活を支える公共的機能に鑑み、市場機能復旧に対する財政支援を講じること

(10) 建設資材の安定供給

積雪寒冷地である北海道・東北地方においては、積雪前の工事完成に向け早期の工事発注に取り組んでおり、年度当初における建設資材の安定供給は必要不可欠である。

このため、災害復旧にかかるものも含めて北海道・東北地方へ燃料、資材、機械などの安定的な資材供給を講じること

(11) 仙台空港関連施設の早期復旧

東北地方における人の往来とモノの流通を一刻も早く正常化するために、仙台空港と一体的に機能を発揮する重要な公共施設である仙台空港鉄道及び仙台空港ビルの両施設に対して、公共土木施設の

災害復旧に準じた財政支援を講じること

(12) 放射線監視施設等の早期復旧

放射線監視施設・原子力防災施設の早期復旧に向けた財政支援を講じること

6. 防災対策の強化

(1) 総合的な防災対策の推進

甚大で広範囲な津波被害を踏まえた防潮堤等の防災施設や避難路等のハード整備と、迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的なまちづくりに対する全面的な支援措置を講じること

(2) 拠点機能のバランスの取れた整備の推進

人の往来やモノの流通にとって重要な機能を担う空港、港湾や高速道路の今後の復興に当たっては、危機管理の視点を持って、広域的に拠点機能等のバランスの取れた整備を推進すること

(3) 地域における燃料の備蓄供給拠点に対する支援

石油製品を扱うサービスステーション(SS)は、災害等緊急時にライフラインとして極めて重要な役割を担っていることから、緊急防災用燃料貯蔵用施設の整備のための補助率の引上げなど財政措置の拡充を図ること

(4) 広域的な燃料供給対策の充実

国家備蓄や民間備蓄における備蓄量(原油・製品)について、所在地ごとにタイムリーな情報提供を行うとともに、津波による被害を想定した太平洋側と日本海側相互の備蓄・供給機能の補完体制の整備を図ること

7. 電力供給の安定化

(1) 計画停電に係る住民生活等への配慮

電力情報の提供により、国民や産業界の協力を得ながら、可能な限り、計画停電を回避するための方策を幅広く検討すること

また、やむを得ず計画停電を実施する場合であっても、住民生活や企業の生産活動への影響に配慮するとともに、物流拠点となる鉄

道、空港・港湾や重要なライフラインである下水道、し尿、ごみ処理施設については、計画停電の対象から除外すること

さらに、やむを得ず計画停電を実施する場合には、住民・企業に対して十分に余裕を持たせた日程で情報を提供すること

加えて、企業によっては、短期間の停電でも相当時間の活動の停止となることから、地域の産業界や雇用に大きな影響を及ぼさないように配慮した計画停電を行い、将来的に安定的な電力供給を図ること

(2) 電力不足に対する緊急的かつ抜本的な電源対策

今回の大震災により東日本の広範囲において電力の供給力が不足しており、人々の生活不安の増大や産業拠点の移転による空洞化など今後の社会経済活動に深刻な影響が生じつつある。

このため、住民生活や企業活動に必要な電力需要を確保できるよう、休廃止している発電所の復旧・立ち上げや緊急設置電源の新設を早急に進めること

また、現在計画が進んでいながら着工にいたっていない発電所の建設を進めるとともに、風力、太陽光、地熱などの新・再生可能エネルギーの導入や既存のダム建設計画と一体となった水力発電所の整備促進を図ること

これらについては、国が達成までの道筋を示し、強力な支援策を講じるなどの主導的な役割を果たすこと

8. 地上アナログ放送停波の延期

被災地においては、地上デジタル放送の難視対策設備の多くが損壊、流失し、難視世帯が更に増えることが見込まれる状況であり、被災した市町村や事業者等の限られた人的資源を災害復旧、復興に傾注せざるを得ないことを考慮すれば、平成23年7月24日までに難視対策を完了させることは極めて困難である。

予定どおり地上アナログ放送を停波した場合、多くの世帯でテレビを視聴できず、防災情報など生活に不可欠な情報が入手できなくなるなど深刻な影響が懸念されることから、地上デジタル放送の難視対策が確実に実施されるまで被災地域における地上アナログ放送の停波を一定期間延長すること

IV 地方自治体への財政支援

今回のような未曾有の大災害に際しては、災害救助、被災者の受入体制の確保、並びに復旧・復興等に係る財政負担については、全額国庫負担とすべきである。

被災自治体が円滑な復旧対策に取り組むことができるよう、地方交付税の繰上交付や、早期の補正予算編成等による財政支援を講じること

また、被災県の実施する復旧・復興事業等及び被災地を支援する自治体の様々な支援についても災害復興のための地方への補助金・交付金の創設や、当分の間、特別立法により地方交付税の総額の特例を設け、大震災からの復旧・復興に要する経費を普通交付税の別枠として措置することにより適切に対処すること

さらに、各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ、地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実、各種減免措置に伴う地方自治体の減収補填、災害に起因した地方税の減収に伴う交付税の増額、又は減収補てん債の対象税目の緩和など、地方財政措置等の拡充を行うこと

これらの必要な財源の確保のため、交付税率の引上げを行い、これにより不足する国の財源は、日銀の国債引受により対処すること

なお、地方財政措置等の拡充に当たっては、国は、地方と誠実に協議を行い、同意を得るプロセスを設けること

V 復興支援機関の設置

今回の大地震及び大津波、原子力発電所の事故は、これまでの歴史の中でも例を見ないほど、広域かつ複合的で大規模な災害である。

物的被害だけで最大25兆円にのぼると推定され、特に岩手県、宮城県、福島県の3県は、既存ストック70兆円（推計）のうち23兆円の直接的被害を受けたと推定されている。

まさに東北地域は壊滅的な被害を受けたものであり、都道府県、市町村が復旧・復興に取り組めるレベルをはるかに超えている。

このため、国において、「東北復興院（仮称）」のような一元的かつ総合的な機関を設置して、早急に中長期の復旧・復興ビジョンを提示し、既存制度の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を実施するとともに、これに係る特別な財政の枠組を構築し、国を挙げて全力で復興

に向けて取り組むこと

VI 特別法等の早期提出と成立

上記の取組に必要な法律等の改正、特別法の制定等について、早期に国会に提出し、成立させること